

令和5年度  
大洲ええモンセレクション  
募集要項

【募集期間】

令和5年8月4日（金）～8月31日（木）



大洲市商工産業課

## 1 「大洲ええモンセレクション」認定制度とは

大洲の優れた産品を「大洲ええモンセレクション」として認定し、PRすることで、その知名度を高め、流通拡大と地域産業の活性化を図るとともに、認定品を通じて大洲市全体のイメージアップにつなげることを目的とする制度です。

## 2 募集期間

募集期間は、令和5年8月4日（金）から令和5年8月31日（木）の午後5時までです。  
※郵送の場合は、締切日時までに到着していること。

## 3 認定対象

認定の対象となる産品は大洲市内の事業所で製造または加工される商品及び収穫される農林水産物です。ただし、飲食店等において提供される料理は対象外とします。

今回は、加工食品及び農産物、特用林産物（食用）、畜産物、工芸品等、農林水産物（非食用）を対象とします。

## 4 申請要件

申請にあたっては、次に掲げる要件のいずれにも適合している必要があります。

### <申請者の要件>

- ①製造業、農業、林業、漁業を営む者又は法人、その他の団体で、原則として本市の区域内に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地）を有していること。  
（団体については、定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。）
- ②市が賦課徴収するすべての税に未納がないこと。

### <申請品の要件>

- ①申請時において、食品衛生法、加工食品品質表示基準等関連法令を遵守し、許認可を取得したうえで販売可能な状態にあること。
- ②他人の知的財産権を侵害していないこと。

## 5 認定基準

基本理念に合致した上で、さらに①～⑥の認定基準に照らし合わせ、総合的に判断し適当と認められる産品を「大洲ええモンセクション」として認定します。

### <基本理念>

素材、製法・技法、品質へのこだわりがあり、他産地又は類似産品と比較して優位性がある。

### <認定基準>

- ①大洲らしさ：大洲にちなんだ歴史、伝統、文化的背景または物語性がある。
- ②技術性：高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ③独自性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない産品特長がある。
- ④信頼性：一定の品質を有する産品として供給されており、安心して購入できる。
- ⑤産品力：コンセプトや展開方針が明確でストーリー性や話題性があり高い産品力を持っている。
- ⑥法令：法令を遵守して生産、販売がおこなわれている。

※詳細につきましては、募集対象ごとに認定ガイドラインを作成しておりますのでご覧ください。

## 6 認定の方法、有効期間について

「大洲ええモンセクション」の認定は、事業者から申請のあった産品が申請要件を満たしているか審査するとともに、有識者で構成する大洲ええモンセクション認定審査会の意見を聴きながら、認定基準に適合する優れた産品であるかを審査し、大洲市が認定します。なお、審査に当たっては、申請者からの意見聴取や事業所等の現地調査等を行う場合があります。

認定の有効期限は、認定された日から1年を経過した日の属する月の末日までです。

有効期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする場合は、自らの申し出による更新申請が必要となります。

## 7 審査結果について

審査の結果、申請された産品を「大洲ええモンセクション」として認定した場合は、大洲市が認定書を交付します。

また、「大洲ええモンセクション」として認定されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

## 8 認定されたら（認定のメリット）

大洲市と事業者が一体となり、様々な機会を捉えて「大洲ええモンセレクション」のPR・販売促進活動を展開いたします。

認定による主なメリットは次のとおりです。

- ①大洲ええモンセレクション認定マークを商品に使用することができる。
- ②市の広報誌やホームページにより認定品としてPR・推奨される。
- ③市が主催、共催または参加する物産展等へ優先的に出展することができる。
- ④大洲市や市関係団体の業務で用いる物品に優先して使用される。
- ⑤市長によるトップセールスを行う。

なお、認定を受けた事業者には、認定品の生産、販売を通じて「大洲ええモンセレクション」に関する普及啓発にご協力いただきます。

※認定品及びその写真等を、宣伝広告のため新聞・テレビなどで使用する場合、認定事業者への事前確認は行いませんのでご了承ください。

## 9 認定の取消し

認定後も必要に応じて調査、検査等を行うことがあります。また、次の各事項に該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- ①認定基準に適合しなくなったと認められたとき。
- ②申請要件に適合しなくなったと認められたとき。
- ③虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④認定を受けた商品の生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- ⑤その他、認定制度に重大な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。

認定の取消しを受けた事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定申請をすることができません。

また、認定の取消しをした場合は、当該商品の名称及び事業者の氏名、住所を公表することがあります。

## 10 応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、募集期間内に大洲市役所商工産業課へ次のものを送付またはご持参ください。（令和5年8月31日（木）午後5時必着）

チェック	提出物
	<p>■新規申請の場合：「大洲ええモンセレクション」認定申請書及び認定申請調書（新規）  更新申請の場合：「大洲ええモンセレクション」認定更新申請書及び認定申請調書（更新）  （様式は大洲市ホームページからダウンロードしてください）  <a href="#">大洲市公式ホームページ</a> ⇒ <a href="#">しごとの情報</a> ⇒ <a href="#">産業振興</a> ⇒ <a href="#">大洲ブランド</a></p>
	<p>■本市の区域内に住所または所在地を有することを証明するもの  &lt;申請者が個人の場合&gt; 住民票の写し  &lt;申請者が法人その他団体の場合&gt;  定款、寄附行為その他これらに準ずるもの及び、法人にあっては当該法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し</p>
	<p>■市が賦課徴収するすべての税に未納がないことを証する書類（納税証明書など）</p>
	<p>■申請品の写真（電子データ又はプリント写真）  ・パッケージを含む外観の全景  ・内容物（レトルト食品、缶詰等開封しなければ中身が見えないものは、開封して皿等の容器に出して撮影すること。）</p>
	<p>■商品パッケージ（商品の一括表示が確認できるもの）</p>
	<p>■パンフレットなど商品特長が分かるもの</p>
	<p>■営業許可証の写し【食品加工・製造業のみ】  ■化製場等に関する法律に定める許可書の写し【畜産物】  ■各種認定、認証を受けたことを証する書面の写し【農産物等】  ■製造や販売に必要な許可証等の写し【工芸品等】、【農林水産物（非食用）】</p>
	<p>■申請品の製造所を所管する保健所が発行した「食品衛生監視票」（直近のもの）の写し【食品加工・製造業のみ】  ■申請品の製造所を所管する機関等が必要とする「確認票等」（直近のもの）の写し【工芸品等】、【農林水産物（非食用）】</p>

【受付窓口】

〒795-8601 大洲市大洲690番地の1

大洲市役所 商工産業課（本庁舎2階）（月曜日～金曜日 8：30～17：15）

## 11 その他注意事項等

- ・提出いただいた認定申請書（認定更新申請書）及び認定申請調書に記入されている内容を基に審査しますので、「1 申請製品の概要」、「2 認定基準への適合」については詳しく御記入ください。
- ・審査に当たって、原則として、**新規申請の場合と内容に変更のある更新申請の場合は**、申請製品のサンプルを提出していただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。
- ・応募書類及び申請製品のサンプルは返却いたしません。
- ・応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。
- ・不明な点がございましたらお問い合わせください。（問い合わせ先は裏表紙に記載）

< お問い合わせ先 >

〒795-8601

大洲市大洲690番地の1

大洲市役所 商工産業課 営業戦略係

電話：0893-24-2111（内線 205）

0893-24-1722（商工産業課直通）

FAX：0893-24-1736

Eメール：shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp